

政令第二百九十二号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する

政令

内閣は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第六条）

第二章 経過措置（第七条・第八条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第一条第二号イ中「であつて」を「及び法第七十条の二第一項の規定により連合会に納付された中小事業主掛金（法第六十八条の二第二項に規定する中小事業主掛金をいう。以下同じ。）であつて」に改める。

第二条ただし書中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三条第七号中「による」を「により」に、「移換」を「移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等の移換」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により個人別管理資産を移換する場合にあつては、個人別管理資産の移換に関する事項

第六条第二号中「、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法、法第二十三条第一項の規定により提示される運用の方法の数又は種類」を削り、「回数」の下に「、同条第二項に規定する提示運用方法の数及び種類」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

ハ 企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができものであること。

ニ 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

第六条第五号及び第六号を削り、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号中「第十条の三ただし書」を「第十条の四ただし書」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法（同条第二項に規定する指定運用方法をいう。

ロ、第十三条第二項及び第二十九条第五号において同じ。）を提示することを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ 法第二十三条の二第一項の規定により企業型運用関連運営管理機関等（法第二十三条第一項に規定する企業型運用関連運営管理機関等をいう。以下この号及び第十二条において同じ。）が指定運用方法を選定し、提示しようとする場合にあつては、事業主は、その実施する企業型年金における厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と協議し、企業型運用関連運営管理機関等は、その協議の結果を尊重することとされていること。

第六条第十号中「企業型年金加入者又は企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。

）が法第二十五条第一項の規定により」を「法第二十五条第一項の規定により企業型年金加入者等（法第四条第一項第五号に規定する企業型年金加入者等をいう。以下同じ。）が」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができている企業型年金の企業型年金加入者をいう。以下同じ。）の個人型年金」を「当該企業型年金加入者等が個人型年金の個人別管理資産を有する場合」に改める。

第十条の二中「法第十九条第一項の規定による掛金」を「事業主掛金」に改め、「企業型年金加入者期間」の下に「（法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。以下同じ。）」を加え、「次条」を「第十条の四」に改める。

第十条の三を第十条の四とし、第十条の二の次に次の一条を加える。

（簡易企業型年金に係る事業主掛金の基準）

第十条の三 法第十九条第二項ただし書の政令で定める基準は、事業主掛金が定額であることとする。

第十一条第三号中「個人型年金同時加入可能者」の下に「（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金の企業型年金加入者をいう。以下同じ。）」を加える。

第十一条の二中「第十条の三ただし書」を「第十条の四ただし書」に改める。

第十一条の三第一項中「第六条第七号」を「第六条第五号」に改め、同条第二項中「第六条第八号」を「第六条第六号」に改め、同条第三項中「第六条第九号」を「第六条第七号」に改める。

第十二条の見出し中「選定及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十三条中「運用関連業務」の下に「（法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が、法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を選定し、企業型年金加入者に提示するときについて準用する。この場合において、前項第一号中「第二十四条」とあるのは「第二十四条の二」と、同項第二号中「第二十五条第二項の規定により当該運用の方法に充てるものと決定した額」とあるのは「第二十五

条の二第二項の規定により指定運用方法に充てる未指図個人別管理資産（同条第三項に規定する未指図個人別管理資産をいう。）の全額」と、「運用の方法に係る」とあるのは「指定運用方法に係る」と読み替えるものとする。

第十五条第一項を次のように改める。

法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法は、次の表の上欄に掲げる運用の方法であつて、同表の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項ごとに分類されたものうち、運用方法要件に適合するものとする。

一 預金又は貯金の 預入	イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関（資産管理機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ハ及びニにおいて「預金保険対象金融機関」という。）を相手	預入の相手方、預金又は貯金の種類、預入期間その他の厚生労働省令で定める事項
-----------------	---	---------------------------------------

<p>方とする預金（外貨預金及び譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。）を除く。）の預入</p>	<p>ロ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合（資産管理機関の貯金又は預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ニにおいて「貯金保険対象組合」という。）を相手方とする貯</p>
	<p>預入の相手方、預金又は貯金の種類、預入期間その他の厚生労働省令で定める事項</p>

<p>二 信託会社（法第八 条第一項第一号</p>			
<p>イ 信託業務を営む金融機関への金銭 信託であつて金融機関の信託業務の</p>	<p>ニ 預金保険対象金融機関又は貯金保 険対象組合を相手方とする外貨預金 又は外貨貯金の預入</p>	<p>ハ 預金保険対象金融機関以外の銀行 を相手方とする預金（外貨預金を含 み、譲渡性預金を除く。）の預入</p>	<p>金又は預金（外貨貯金及び農水産業 協同組合貯金保険法施行令（昭和四 十八年政令第二百一号）第六条第一 号に規定する譲渡性貯金を除く。） の預入</p>
<p>信託の契約の相手方、信託財産の管 理又は処分の方法、信託契約の期間</p>	<p>預入の相手方、預金又は貯金の種類 、預入期間その他の厚生労働省令で 定める事項</p>	<p>預入の相手方、預金又は貯金の種類 、預入期間その他の厚生労働省令で 定める事項</p>	

<p>に規定する信託会社をいう。以下この項において同じ。</p> <p>。又は信託業務を営む金融機関への信託</p>	<p>兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約のあるもの</p> <p>ロ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）</p>	<p>その他の厚生労働省令で定める事項</p>
	<p>ハ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託のうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、加入者等（法第二条第七項第一号に規定す</p>	<p>信託の契約の相手方その他の厚生労働省令で定める事項</p>

<p>三 有価証券（有価証券が発行されて</p>		
<p>イ 国債証券の売買</p>	<p>の</p> <p>二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託であつてその信託財産を一の法人の発行する社債券又は株券（三の項ナにおいて「一法人の発行する社債券等」という。）の売買のみにより運用することを約するもの</p>	<p>る加入者等をいう。以下この表において同じ。）の年齢階層ごとに設定するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの</p>
<p>券の取得の日から償還の日までの期</p> <p>発行者、有価証券の種類及び有価証券</p>	<p>信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法、信託契約の期間その他の厚生労働省令で定める事項</p>	

	<p>いない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この項及び次項第四号において同じ。</p> <p>）の売買</p>		
	<p>ロ 地方債証券の売買</p> <p>ハ 特別の法律により法人の発行する債券（その債務について政府が保証しているものに限る。）の売買（二に掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 預金保険法第二条第二項第五号に規定する債券又は農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項第四号に規定する農林債の債券の売買</p>	<p>間</p> <p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>	
<p>ホ 信託業務を営む金融機関の貸付信</p>		<p>間</p> <p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>	

<p>託の受益証券であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約のあるものの売買</p>	<p>券の取得の日から償還の日までの期間</p>
<p>へ 特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の売買（ハ及びニに掲げるものを除く。）</p>	<p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>
<p>ト 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならぬ法人の発行す</p>	<p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>

<p>る債券の売買（ハに掲げるものを除く。）</p>	<p>チ 特別の法律により設立された法人（トに規定する法人を除き、国、トに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものに限る。）であつて当該特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券の売買（ハに掲げるものを除く。）</p>	
<p>リ 貸付信託の受益証券の売買（ホに掲げるものを除く。）</p>	<p>間 発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>	<p>間 発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>

<p>又 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第三項に規定する投資信託をいう。）の受益証券の売買（ル、ヲ及びナに掲げるものを除く。）</p>	<p>厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格に従って定められたコード（以下この項において「国際証券コード」という。）</p>
<p>ル 又 に 規 定 す る 受 益 証 券 の う ち 、 公 社 債 投 資 信 託 （ 投 資 信 託 及 び 投 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 四 項 に 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の う ち 、 そ の 信 託 財 産 を 公 社 債 に 対 す る 投 資 と し て 運 用 す る こ と を 目 的 と す る も の で あ つ て 、 株 式 又 は 出 資 に 対 す る 投 資 と し</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者その他の厚生労働省令で定める事項</p>

<p>て運用しないものをいう。)の受益証券であるものの売買</p>	<p>ヲ 又の規定する受益証券のうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、加入者等の年齢階層ごとに設定するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものの売買</p>	<p>ワ 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。カ、ナ及びラ</p>
	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者その他の厚生労働省令で定める事項</p>	<p>国際証券コード</p>

<p>において同じ。)の投資証券(同条第十五項に規定する投資証券をいう。ナ及びラにおいて同じ。)の売買(ラに掲げるものを除く。)</p>	
<p>カ 投資法人の投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券をいう。)の売買</p>	<p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>
<p>ヨ 外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関の発行する債券の売買</p>	<p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>
<p>タ 外国法人の発行する債券(その債務についてヨに規定する者が保証し</p>	<p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期</p>

<p>ているものに限る。)の売買(ヨに掲げるものを除く。)</p>	<p>間</p>
<p>レ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第九項に規定する優先出資証券及び特定社債券並びに同条第十五項に規定する受益証券の売買</p>	<p>間</p> <p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>
<p>ソ 社債券(相互会社の社債券を含む。) の売買(ハ、ニ、ヘ及びチに掲げるものを除く。)</p>	<p>間</p> <p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>
<p>ツ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号))第二条第一項に規定する協同組織</p>	<p>国際証券コード</p>

<p>金融機関が同法の規定に基づき発行する優先出資証券の売買</p>	<p>ネ 株券の売買</p>	
<p>ナ 証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。(2)において同じ。）であつてその信託財産を次に掲げる売買のみにより運用することを約するものの売買</p> <p>(1) 一 法人の発行する社債券等の売買</p> <p>(2) 一 の証券投資信託の受益証券（一 法人の発行する社債券等の売買</p>	<p>国際証券コード</p>	

<p>のみにより運用することを約するものに限る。)の売買</p> <p>(3) 一の投資法人の投資証券(一法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するものに限る。)の売買</p>	<p>ラ 投資法人であつてその資産をナ(1)から(3)までに掲げる売買のみにより運用することを約するものの投資証券の売買</p>	<p>ム 外国法人の発行する債券の売買(ヨ及びタに掲げるものを除く。)</p>
<p>国際証券コード</p>	<p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>	<p>間</p>

<p>ウ 外国法人の発行する株券の売買</p>	<p>国際証券コード</p>
<p> ㊦ 外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券の売買（ノに掲げるものを除く。） </p>	<p>国際証券コード</p>
<p> ノ ㊦に規定する受益証券のうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであつて、加入者等の年齢階層ごとに設定するものとして厚生労働省令で定める基 </p>	<p> 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者その他の厚生労働省令で定める事項 </p>

<p>四 生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み</p>	
<p>イ 生命保険会社（法第八条第一項第二号に規定する生命保険会社をいう。以下このイ及びロ並びに次項第五号において同じ。）であつて保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十五条の二第一項に規定する保険</p>	<p>準に適合するものの売買</p> <p>オ 外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）の外国投資証券（同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。）の売買</p>
<p>生命保険の契約の相手方、保険業法第四条第二項第三号に規定する普通保険約款（ロ及び五の項において「普通保険約款」という。）、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする</p>	<p>国際証券コード</p>

契約者保護機構の会員の資格を有するものへの生命保険（各企業型年金加入者等に係る払込保険料のうち厚生労働省令で定める部分を除いた全額が、当該企業型年金加入者等が六十歳に達した日以後の日における生存を支給事由とする保険金の支払に充てるため、同法第百十六条第一項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第百十八条第一項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込み

る額に適用される予定利率（生命保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。）が継続して適用される期間、第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無その他の厚生労働省令で定める事項

<p>ロ 次に掲げる者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み（イ及びハに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会（次項第五号において「農業協同組合等」という。）</p>	<p>生命保険又は生命共済の契約の相手方、普通保険約款又は農業協同組合法第十一条の十七若しくは水産業協同組合法第十五条の二に規定する共済規程、当該普通保険約款又は共済規程に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成その他の厚生労働省令で定める事項</p>
<p>ハ ロ(1)又は(2)に掲げる者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みのうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると</p>	<p>生命保険又は生命共済の契約の相手方その他の厚生労働省令で定める事項</p>

	<p>五 損害保険の保険料の払込み</p>
<p>見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、加入者等の年齢階層ごとに設けるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの</p>	<p>イ 損害保険会社（法第八条第一項第四号に規定する損害保険会社をいう。以下この項及び次項第六号において同じ。）であつて、保険業法第二百六十五条の二第一項に規定する保険契約者保護機構の会員の資格を有するものへの損害保険（各企業型年金加入者等に係る払込保険料のうち</p>
	<p>損害保険の契約の相手方、普通保険約款、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定利率（損害保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。）が継続して適用される期間、第一条第一項第二号ロ(4)に掲</p>

<p>ハ 損害保険会社への損害保険の保険</p>	<p>ロ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込み（イ及びハに掲げるものを除く。）</p>	<p>厚生労働省令で定める部分を除いた全額が、返戻金の支払に充てるため、同法第百十六条第一項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第百十八条第一項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込み</p>
<p>損害保険の契約の相手方その他の厚</p>	<p>損害保険の契約の相手方、普通保険約款、当該普通保険約款に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成その他の厚生労働省令で定める事項</p>	<p>げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無その他の厚生労働省令で定める事項</p>

	<p>料の払込みのうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであつて、加入者等の年齢階層ごとに設けるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの</p>	<p>生労働省令で定める事項</p>
--	--	--------------------

第十五条第二項中「運用方法要件」を「前項の運用方法要件」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(運用の方法の数の上限)

第十五条の二 法第二十三条第一項の政令で定める数は、三十五とする。

第十六条を次のように改める。

(運用の方法の選定基準)

第十六条 法第二十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 選定する対象運用方法（法第二十三条第一項に規定する対象運用方法をいう。以下この条において同じ。）のいずれかが第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項レからウまでの区分（同表の中欄の区分をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合にあつては、これらの区分以外の区分から対象運用方法を三以上選定すること。

二 選定する対象運用方法のいずれかが第十五条第一項の表の一の項イ若しくはロ、二の項イ、三の項イからホまで、四の項イ又は五の項イの区分に該当する場合にあつては、これらの区分以外の区分から対象運用方法を二以上選定すること。

2 法第三条第五項に規定する簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）が対象運用方法を選定する場合にあつては、前項第一号中「三以上」とあるのは「二以上」と、同項第二号中「二以上」とあるのは「一以上」とする。

第十八条中「により」の下に「同条第一項の」を加え、「の同項各号」を「の同条第二項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により企業型年金の個人別管理資産を移換した場合には、当該個人別管理資産の移換の日の翌日が属する月の前月までの期間のうち当該個人別管理資産に係る次の各号に掲げる期間は、法第三十三条第一項の通算加入者等期間の算定の基礎としないものとする。

一 企業型年金の企業型年金加入者期間（企業型年金の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。）

二 個人型年金の個人型年金加入者期間（法第三十三条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間をいう。以下同じ。）（個人型年金の個人型年金規約（法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。以下同じ。）に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）

三 法第五十四条第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間

四 法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間

五 法第七十四条の二第二項の規定により法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間

第二十二条第一項第三号中「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、「が同項後段」を「（次号及び第二十六条の二第二項において「機構」という。）が同法第十七条第一項後段」に改め、同項第四号中「属する年度」の下に「（移行日の属する年度の終了の日の三月前から同日までの間に、年度内に移換資産の額を確定することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該年度の翌年度。以下この号において「移行年度」という。）」を加え、「当該年度」を「移行年度」に、「次項第四号」を「次項第五号」に改め、同号ハ中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約が解除された場合における中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額であつて、機構が同項の規定により当該資産管理機関に移換するもの

第二十二條第二項第四号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前項第四号に掲げる資産 中小企業退職金共済法第三十一條の四第一項の規定による申出を行った日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

第二十五條の見出し中「脱退一時金相当額等」の下に「又は個人別管理資産」を加え、同條に次の一項を加える。

2 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第五十四條の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一條の三第一項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に説明しなければならない。

第二章中第二十六條の次に次の一条を加える。

（退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出）

第二十六条の二 事業主は、法第五十四条の五の規定による移換の申出を同条に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日までの間に行うことができる。ただし、事業主が当該移換の申出を同日までの間に行うことが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該移換の申出の期限の日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

第二十七条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「による」を「により」に、「移換」を「移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等の移換」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 法第七十四条の四第二項の規定により個人別管理資産を移換する場合にあつては、個人別管理資産の移換に関する事項

第二十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 中小事業主（法第五十五条第二項第四号の二に規定する中小事業主をいう。第二十九条第四号及び第三十五条の二第二項において同じ。）が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠

出することを定める場合にあつては、中小事業主掛金の納付に関する事項

第二十八条中「あるのは、」を「あるのは、「法第五十六条第三項に規定する」に改める。

第二十九条第一号中「法第七十三条において準用する法第二十三条第一項の規定により提示される運用の方法の数又は種類、」を削り、「回数」の下に「、同条第二項に規定する提示運用方法の数及び種類」を加え、同条第三号中「場合」の下に「その他厚生労働省令で定める場合」を加え、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 中小事業主が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 中小事業主掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ 中小事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。

ハ 中小事業主掛金の額は、中小事業主掛金を拠出することが困難であると認められる場合として厚

生労働省令で定める場合を除き、第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

五 法第七十三条において準用する法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示することを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 法第七十三条において準用する法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ 個人型年金加入者等（法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等をいう。以下同じ。）に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関があらかじめ連合会に指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由を提出することとされていること。

第三十一条第二項第二号中「（法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「法第五十六条第三項に規定する」及び「（以下「個人型年金規約」という。）」を削り、同条第三項第二号中「個人型年金同時加入可能者の企業型年金」を「個人型年金加入者等が企業型年金の個人別管理資産を有する場合」に改める。

第三十五条中「法第六十八条第一項の規定による掛金」を「個人型年金加入者掛金」に、「次条第一号」を「第三十六条第一号」に改め、「」に限る」の下に「。次条第一項において同じ」を、「この条」の

下に「及び次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(中小事業主掛金の拠出の方法)

第三十五条の二 中小事業主掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金加入者掛金の拠出に応じて、個人型掛金拠出単位期間を単位として拠出することとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、前条ただし書の規定による個人型年金加入者掛金の拠出に依りて、同条ただし書の規定により区分した期間ごとに拠出することができる。

2 中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定し、若しくは変更する場合又は中小事業主掛金を拠出しな
いこととする場合は、その使用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項
第一号に規定する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当
該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過
半数を代表する者の同意を得なければならない。

第三十六条第四号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第三十六条の二第一項中「場合（）」を「場合又は第三十五条の二第一項ただし書の規定により中小事業

主掛金を拠出する場合（「に、個人型年金加入者掛金の額は」を「その拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金又は中小事業主掛金の額は」に改め、「拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金」の下に「及び中小事業主掛金」を加える。

第三十七条を次のように改める。

（企業型年金に係る運用、給付及び行為準則に関する規定の技術的読替え）

第三十七条 法第七十三条の規定により法第二章第四節及び第五節並びに法第四十三条第一項から第三項までの規定を準用する場合においては、法第七十三条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二條第一項	企業型年金の 運用関連業務を行う事業主を含む。	個人型年金の
第二十三條第一項	以下「企業型運用関連運営管理機関等	以下「個人型運用関連運営管理機関
	三以上（簡易企業型年金を実施する	三以上

第二十四条	第二十三条の二第一項				第二十三条第三項	
企業型運用関連運営管理機関等	企業型年金加入者	企業型年金規約	企業型運用関連運営管理機関等	企業型運用関連運営管理機関等	企業型年金規約	<p>事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあつては、二以上）</p>
個人型運用関連運営管理機関	個人型年金加入者	個人型年金規約	個人型運用関連運営管理機関	個人型運用関連運営管理機関	個人型年金規約（第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。以下同じ。）	

第二十四条の二	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関
第二十五条第一項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第二十五条第二項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関（第十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）
第二十五条第三項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関
第二十五条の二第一項	企業型年金規約	個人型年金規約
各号列記以外の部分	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関
第二十五条の二第二項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
企業型年金加入者が	個人型年金加入者が	
第一号	事業主掛金又は企業型年金加入者掛	第五十五条第二項第四号に規定する

金（次号及び第三項において「事業主掛金等」という。）の納付が行われた日

個人型年金加入者掛金又は第六十八条の二第二項に規定する中小事業主掛金（以下この条において「個人型年金加入者掛金等」という。）の納付が行われた日（第六十一条第一項の規定により連合会が他の者に運用の指図に基づく運用の方法に係る契約に関する厚生労働省令で定める事務を委託する場合にあつては、当該事務の委託を受けた者が、その個人型年金加入者掛金等に係る個人別管理資産について連合会から移換を受けた日。次号において同じ。）

第二十五條の二第一項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
	事業主掛金等	個人型年金加入者掛金等
第二十五條の二第二項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
	企業型年金規約	個人型年金規約
第二十五條の二第三項	事業主掛金等	個人型年金加入者掛金等
	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関
第二十六條第一項及び第二項	企業型年金規約	個人型年金規約
	企業型運用関連運営管理機関等	個人型運用関連運営管理機関
第四項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関
	九条	
第三十條及び第三十一條第二項	企業型年金規約	個人型年金規約

第三十三條第一項	あつた者	あつた者又は個人型年金加入者であつた者
第三十三條第三項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関
第三十四條	あつた者	あつた者又は個人型年金加入者であつた者
第三十五條第二項	企業型年金規約	個人型年金規約
第三十七條第一項及び第二項	又は企業型年金加入者 企業型記録関連運営管理機関等	であつた者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者 個人型記録関連運営管理機関
第三十七條第三項	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関
第三十八條第二項	企業型年金規約	個人型年金規約

第四十条		又は企業型年金加入者		であつた者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者	
第四十一条第一項		企業型記録関連運営管理機関等		個人型記録関連運営管理機関	
第四十二条		又は企業型年金加入者		であつた者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者	
第四十三条第一項		企業型年金規約	個人型年金規約		
		企業型年金加入者等	個人型年金加入者等		
第四十三条第二項		企業型年金の	個人型年金の		
		企業型年金加入者等	個人型年金加入者等		
		企業型年金加入者等	個人型年金加入者等		

号	第四十三条第三項第一	
	企業型年金加入者等	個人型年金加入者等
号	契約又は資産管理契約	
	契約	個人型年金加入者等
号	第四十三条第三項第二	
	企業型年金加入者等	個人型年金加入者等

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 第十二条から第十五条の二まで、第十六条第一項及び第十七条の規定は個人型年金の給付に充てるべき積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、第十八条及び第十九条の規定は個人型年金の給付について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条	企業型運用関連運営管理機関等	個人型年金加入者等（法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。）に係る法第二条第七項第二号に規定する
------	----------------	---

	第十三条第一項	第十三条第二項	第十五条第二項第三号		第十五条第二項第五号
	事業主	企業型年金加入者に	企業型年金規約	企業型年金の	当該企業型年金の資産管理機関を 保 険 金
運用関連業務を行う確定拠出年金運 営管理機関	連合会	個人型年金加入者に	法第五十六条第三項に規定する個人 型年金規約	個人型年金の	法第六十一条第一項第三号及び第四 号に掲げる事務の委託を受けた者（ 当該運用の指図を行った者の運用の 指図に基づく運用の方法に係る契約 を行ったものに限る。次号ロ並びに 第十七条第一号ハ及び第二号ハにお

	第十五条第二項第六号
<p>こと（事業主が法第八条第一項の規定に基づき生命保険会社又は同項第三号に規定する農業協同組合連合会を相手方とする資産管理契約を締結しているときを除く。）</p>	<p>当該企業型年金の資産管理機関を返戻金</p> <p>戻金</p> <p>こと（事業主が法第八条第一項の規定に基づき損害保険会社を相手方とする資産管理契約を締結しているときを除く。）</p>
<p>こと</p> <p>を保険金</p> <p>いて「事務委託先機関」という。）</p>	<p>事務委託先機関を返戻金</p> <p>こと</p>

<p>第十七条各号列記以外の部分</p>	<p>企業型記録関連運営管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ）</p> <p>資産管理機関</p>	<p>個人型記録関連運営管理機関（法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関をいう）</p> <p>連合会</p>
<p>第十七条第一号及び第二号</p>	<p>企業型年金の資産管理機関</p>	<p>事務委託先機関</p>
<p>第十八条第二項</p>	<p>第五十四条の四第二項若しくは中小企業退職金共済法第三十一条の第三項</p>	<p>第七十四条の四第二項</p>

2 第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は、法第七十四条の二第一項の規定によ

り連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条第一項	第五十四条第二項	第七十四条の二第二項
第二十五条第一項	事業主 その実施する企業型年金 当該企業型年金の資産管理機関	連合会 個人型年金 連合会
第二十六条各号列記以外の部分	第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項 資産管理機関	第七十四条の二第一項 連合会
	当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を	法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関

	行う事業主を含む。）	
第二十六条第三号	第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項	第七十四条の二第二項

第三十八条の前に見出しとして「（企業型年金に係る運用、給付及び移換に関する規定の準用）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二 法第七十四条の三の規定により法第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等がある場合について法第二十五条の二の規定を準用する場合には、法第七十四条の三の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法第二十五条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

部分	第一項各号列記以外の	企業型年金規約	第五十六条第三項に規定する個人型年金規約
	企業型記録関連運営管理機関等が	企業型記録関連運営管理機関が	第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関が

	<p>企業型年金加入者</p> <p>企業型記録関連運営管理機関等は</p>	<p>個人型年金加入者</p> <p>個人型記録関連運営管理機関は</p>
<p>第一項第一号</p>	<p>第二十三条の二第一項</p> <p>企業型年金加入者が</p> <p>事業主掛金又は企業型年金加入者掛金（次号及び第三項において「事業主掛金等」という。）の納付が行われた日</p>	<p>第七十三条において準用する第二十条の二第一項</p> <p>個人型年金加入者が</p> <p>第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金又は第六十八条の二第二項に規定する中小事業主掛金（以下この条において「個人型年金加入者掛金等」という。）の納付が行われた日（第六十一条第一項の規定により連合会が他の者に運用の指図に基づく運用の方法に係る契</p>

	第一項第二号	第二項
	企業型年金加入者	第二十三条の二第一項
<p>約に関する厚生労働省令で定める事務を委託する場合にあつては、当該事務の委託を受けた者が、その個人型年金加入者掛金等に係る個人別管理資産について連合会から移換を受けた日。次号において同じ。）</p>	個人型年金加入者	第七十三条において準用する第二十三条の二第一項
<p>企業型年金規約</p>	<p>事業主掛金等</p> <p>企業型年金加入者</p>	<p>企業型年金規約</p>
<p>年金規約</p>	<p>個人型年金加入者</p> <p>第五十六条第三項に規定する個人型</p>	<p>個人型年金加入者掛金等</p>

第三項

及び

、同日後に納付される個人型年金加入者掛金等及び

（確定給付企業年金の加入者となった者の個人型年金加入者の資格の喪失）

第三十八条の三 個人型年金加入者が、法第七十四条の四第二項の規定により確定給付企業年金の資産管理運用機関等に個人型年金の個人別管理資産を移換する場合は、当該個人型年金加入者の個人型年金加入者の資格は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日に喪失するものとする。ただし、当該個人型年金加入者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、この限りでない。

第四十五条の二中「から第八十二条まで」を「及び第八十二条」に改め、同条の次に次の四条を加える。
（個人型年金同時加入可能者となった者の個人型年金加入者の資格の喪失）

第四十五条の三 個人型年金加入者が、個人型年金同時加入可能者の資格を取得した場合であつて、法第八十条第一項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該個人型年金同時加入可能者の個人型年金加入者の資格は、当該企業型年金の企業型年金加入者と

なつた日に喪失するものとする。ただし、当該個人型年金同時加入可能者が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、この限りでない。

(企業型年金の個人別管理資産の移換の特例)

第四十五条の四 法第八十条第二項の規定は、乙企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、乙企業型年金の法第二十八条第一号の老齢給付金の受給権を有する者については、適用しない。

(企業型年金に係る運用の指図に関する規定の準用)

第四十五条の五 法第八十二条の二の規定により法第八十二条第一項の規定により移換される個人別管理資産がある場合について法第二十五条の二の規定を準用する場合においては、法第八十二条の二の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法第二十五条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項各号列記以外の部分	企業型年金規約	第五十六条第三項に規定する個人型年金規約
--------------	---------	----------------------

		第一項第一号	
企業型記録関連運営管理機関等が	企業型年金加入者	企業型記録関連運営管理機関等は	第二十三条の二第一項
第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関が	個人型年金加入者	個人型記録関連運営管理機関は	第七十三条において準用する第二十条の二第一項
事業主掛金又は企業型年金加入者掛金（次号及び第三項において「事業主掛金等」という。）の納付が行われた日	第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金又は第六十八条の二第二項に規定する中小事業主掛金（以下この条において「個人型年金加入者掛金等」という。）の納付が行われた日（第六十一条第一項	企業型年金加入者が	個人型年金加入者が

第二項	第一項第二号			
企業型年金加入者	事業主掛金等	第二十三条の二第一項	企業型年金加入者	
個人型年金加入者	個人型年金加入者掛金等	七十三条において準用する第二十条の二第一項	個人型年金加入者	<p>の規定により連合会が他の者に運用の指図に基づく運用の方法に係る契約に関する厚生労働省令で定める事務を委託する場合にあつては、当該事務の委託を受けた者が、その個人型年金加入者掛金等に係る個人別管理資産について連合会から移換を受けた日。次号において同じ。）</p>

	企業型年金規約	第五十六条第三項に規定する個人型年金規約
第三項	及び	、同日後に納付される個人型年金加入者掛金等及び

第四十五条の六 法第二十五条の二の規定は、法第八十三条第一項の規定により移換される個人別管理資産がある場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法第二十五条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項各号列記以外の部分	企業型年金規約	第五十六条第三項に規定する個人型年金規約
	企業型記録関連運営管理機関等が	第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関が
	企業型年金加入者	個人型年金加入者
	企業型記録関連運営管理機関等は	個人型記録関連運営管理機関は

<p>第一項第一号</p>	<p>第二十三条の二第一項</p> <p>企業型年金加入者が</p> <p>事業主掛金又は企業型年金加入者掛金（次号及び第三項において「事業主掛金等」という。）の納付が行われた日</p>	<p>第七十三条において準用する第二十条の二第一項</p> <p>個人型年金加入者が</p> <p>第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金又は第六十八条の二第二項に規定する中小事業主掛金（以下この条において「個人型年金加入者掛金等」という。）の納付が行われた日（第六十一条第一項の規定により連合会が他の者に運用の指図に基づく運用の方法に係る契約に関する厚生労働省令で定める事務を委託する場合にあっては、当該</p>
---------------	---	--

		<p>事務の委託を受けた者が、その個人型年金加入者掛金等に係る個人別管理資産について連合会から移換を受けた日。次号において同じ。）</p>
<p>第一項第二号</p>	<p>企業型年金加入者</p>	<p>個人型年金加入者</p>
	<p>第二十三條の二第一項</p>	<p>第七十三條において準用する第二十三條の二第一項</p>
<p>第二項</p>	<p>事業主掛金等</p>	<p>個人型年金加入者掛金等</p>
	<p>企業型年金加入者</p>	<p>個人型年金加入者</p>
<p>第三項</p>	<p>企業型年金規約</p>	<p>第五十六條第三項に規定する個人型年金規約</p>
<p>等</p>	<p>及び同日後に納付される事業主掛金</p>	<p>、同日後に納付される個人型年金加入者掛金等及び同日後に第八十三條</p>

	第一項の規定により移換される個人別管理資産

第四十六条の見出し中「申出等」を「通知等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十六条の二中「とき又は」を「とき、又は」に、「から第八十二条まで」を「、第八十二条及び第八十三条」に、「加入者であった者」を「企業型年金加入者等であった者（次項において「企業型年金加入者資格喪失者」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、法第五十四条の四、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定による申出をしていない者であつて、法第八十三条第一項の規定により連合会に個人別管理資産を移換されていない企業型年金加入者資格喪失者であるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、これらの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

3 連合会は、連合会移換者（法第五十五条第二項第六号に規定する連合会移換者をいい、厚生労働省令

で定める者を除く。) に対して、厚生労働省令で定めるところにより、個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

第五十九条第一項中「第四号に掲げる」を「第四号及び第五号に掲げる額を合算した」に改め、同項に次の一号を加える。

五 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

第六十条第一項中「第四号に掲げる」を「第四号及び第五号に掲げる額を合算した」に改め、同項に次の一号を加える。

五 法第五十四条の四第二項若しくは第七十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

第六十条第四項中「及び同号に規定する個人型年金加入者期間の算定」を「(法第五十四条第二項又は

第五十四条の二第二項の規定により算入された法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）及び同号に規定する個人型年金加入者期間（法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）の「算定」に、「、同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する」を「、企業型年金加入者期間及び」に改め、同条に次の一項を加える。

5 企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、法附則第三条第一項の規定による支給の請求は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出と同時にに行わなければならない。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第二条 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「から」を「と」に、「への」を「との間の」に、「第五十四条の七」を「第五十四条の九」に改める。

第二条第四号中「第八十一条の二第二項」の下に「、第八十二条の五第一項」を加え、「」又は「を」「若しくは」に改め、「積立金をいう。以下同じ。」の下に「、個人別管理資産額（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。以下この号において同じ。）又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額」を、「移換」の下に「又は引渡し」を加え、「脱退一時金相当額又は積立金」を「脱退一時金相当額若しくは積立金、個人別管理資産額又は同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額」に改める。

第四十九条第二号中「第五十条」を「次条」に改める。

第四十九条の二を削る。

第五十条第六項中「第四十九条第二号」を「前条第二号」に改める。

第五十条の二第一項中「規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。」を削り、「（法第八十一条の二第一項）を

「(同項)」に改める。

第七章の章名中「から」を「と」に、「への」を「との間の」に改める。

第五十四条の二第一号中「(平成十三年法律第八十八号)」を削り、同条第四号中「以下「移換相当額」を「次号及び第五十四条の四において「確定拠出年金対象移換相当額」に改め、同条第五号中「移換相当額」を「確定拠出年金対象移換相当額」に改める。

第五十四条の四中「移換相当額」を「確定拠出年金対象移換相当額」に改める。

第七章中第五十四条の七の次に次の二条を加える。

(独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準)

第五十四条の八 法第八十二条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十二条の四第一項の規定による移換の申出は、同項に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日(天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日)までの間に限って行うことができるものであること。

二 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資産の移換に同意した者（次号において「同意移換者」という。）に係る移換されるべき額として厚生労働省令で定める基準により算定した額の合計額（同号において「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。）を移換するものであること。

三 積立金（法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産）のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が同意移換者に係る中小企業退職金共済対象移換相当額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならぬものであること。

（確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構からの資産の移換の基準）

第五十四条の九 法第八十二条の五第一項の政令で定める基準は、同項の移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る加入者期間に算入するものであることとする。

(中小企業退職金共済法施行令の一部改正)

第三条 中小企業退職金共済法施行令(昭和三十九年政令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「第三十条第四項又は第十五条第五項」を「第三十条第四項の規定又は第十六条第五項」に、「第三十一条の二第三項及び第七項並びに第十五条第五項」を「並びに第三十一条の二第三項及び第七項の規定並びに第十六条第五項」に、「第三十条第二項又は第十五条第五項」を「若しくは第三十条第二項の規定又は第十六条第五項」に改める。

第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一項第二号中「第二十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第二項第三号中「第二十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第二項中「第二十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条を第二十五

条とする。

第二十三条を第二十四条とし、第十七条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第十六条中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「付録第二」を「付録第三」に改め、同条第七項中「並びに法第三十条第二項」を「並びに第三十条第二項の規定」に改め、同条第九項中「。次項において同じ。」の下に「の規定」を加え、同条第十項中「第十条第二項」の下に「の規定」を加え、同条を第十六条とする。

第十四条第二項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十二条第三項各号」を「第十三条第三項各号」に改め、同条第四項及び第五項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項第一号中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(資産管理運用機関等からの移換額の移換等)

第十条 法第三十一条の三第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第二の式により定まる金額とする。

2 法第三十一条の三第二項の政令で定める月数は、移換額の算定の基礎となつた期間の月数を上限とする各月数(以下この項及び付録第二において「各月数」という。)のうち、付録第二の式により各月数により定まる金額が移換額を超えない範囲内において最大となるもの(法第十八条及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の申出に係る被共済者その他厚生労働省令で定める者にあつては、零月)とする。

3 法第三十一条の三第三項第一号の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

4 法第三十一条の三第七項の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

5 法第三十一条の三第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は第三十一条の二第七項の規定の適用を受

ける被共済者が、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する計算後残余額（次項第一号において「計算後残余額」という。）

二 法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は第三十一条の二第三項若しくは第七項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額（次項第二号において「元利合計額」という。）

6 法第三十条第四項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、第三十一条の二第三項、第七項及び第九項並びに第三十一条の三第三項及び第七項の規定並びに第十六条第五項、第七項及び第九項から第十一

項までの規定にかかわらず、法第二十九条第一項若しくは第二項（法第三十条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条第二項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 法第三十条第四項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 計算後残余額

二 法第三十条第四項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 元利合計額

7 法第三十一条の三第九項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、法第三十一条の三第九項の退職金の額の算定に係る規

定の例により計算して得た額とする。

8 法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い資産管理機関から機構が移換を受けた資産の額に確定拠出年金法第五十四条第一項、第五十四条の二第一項、第七十四条の二第一項又は第八十条第一項第一号の規定による移換を受けた資産の額が含まれる場合における法第三十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間」とあるのは、「企業型年金加入者期間（同法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項若しくは第七十四条の二第二項の規定により算入された期間又は同法第三十三条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間を含む。）」とする。

9 第五項から前項までに規定する場合のほか、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者に係る退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第一中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表第五中「第十五条」を「第十条、第十六条」に改める。

別表第六、別表第七及び別表第八中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表第九、別表第十及び別表第十一中「第十二条―第十四条」を「第十三条―第十五条」に改める。
付録第二中「第十五条」を「第十六条」に改め、付録第二を付録第三とし、付録第一の次に付録第二として次のように加える。

付録第二(第十条関係)

P

$$A \times \frac{P}{1000} \times 1.01^{t/12} + B$$

1000

備考

一 A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から移換額の移換を受けた日の属する月までの月数

B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し移換額の移換を受けた日

に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される

金額

P

11 $A \times \frac{P}{1000} \times 1.01^{t/12}$ に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

1000

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第四条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表改正前厚生年金保険法第二百二十四条の項を次のように改める。

改正前	共済組合の組合員
厚生年	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者
金保険	

法第百二十四条	私学教職員共済制度の加入者	同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者
第十二条		平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第十二条又は第十八条の二第二項

第四十三条第二項中「第十八条及び」を「第十八条」に改め、「第三十一条の二第一項」の下に「、第三十一条の三第一項」を加える。

第五十条の次に次の一条を加える。

(確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う特例措置)

第五十条の二 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第四条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者に対する平成二十五年改正正法附則第四十六条の規定により存続連合会が確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「改正後確定給付企業年金法」とあるの

は、「確定給付企業年金法」とする。

第五十六条第二項中「（次条第二項に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。）」を削る。

第五十七条第二項中「（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）」を削る。

（所得税法施行令の一部改正）

第五条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「又は信託の」を「、個人型年金加入者又は信託の」に改め、同項第四号中「第二十二條第一項第四号」を「第二十二條第一項第五号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 確定拠出年金法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第六十八條の二第一項（中小事業主掛金）の個人型年金加入者のために支出した同項の掛金

第六十九条第一項第二号イ中「又は同法」を「、同法」に改め、「同條第一項の受入れに係る金額」の下に「又は同法第三十一條の三第六項（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）において準用する同

条第一項の移換に係る金額」を加える。

第八十二条の三第一項第二号に次のように加える。

チ 確定拠出年金法第五十四条の四第二項（確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換）の規定により同法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関から移換された同条第十二項に規定する個人別管理資産

リ 確定拠出年金法第七十四条の四第二項（確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換）の規定により同法第二条第五項に規定する連合会から移換された同条第十二項に規定する個人別管理資産

第八十三条第二項第二号及び第四項第一号中「ト」を「リ」に改める。

第二百九十二条第二項の表第六十四条第二項（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）の項中「又は」を「、個人型年金加入者又は」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第六条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三百三十五条第三号中「第二十二条第一項第四号」を「第二十二条第一項第五号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 確定拠出年金法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第六十八条の二第一項（中小事業主掛金）の個人型年金加入者のために支出した同項の掛金

第百八十四条第五項の表第百三十五条（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）の項中「第四号」を「第五号」に改め、「企業型年金加入者」の下に「、個人型年金加入者」を加え、「第五号」を「第六号」に改める。

第二章 経過措置

（個人別管理資産等の移換に関する経過措置）

第七条 この政令の施行の日の前日までに、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十四条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第七十四条の二第一項の規定により移換された資産若しくは脱退一時金相当額等（同法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。）又は確定拠出年金法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の確定拠出年金法第八十条、第八十二条若しくは第八十

三条の規定により移換された個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に係る運用の方法の選定及び提示、運用の指図並びに運用の方法の除外については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

第八条 確定拠出年金法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の確定拠出年金法（以下この条において「改正後確定拠出年金法」という。）第三条第三項第二号の二、第八号の二及び第八号の三に係る確定拠出年金法第三条第一項の承認及び同法第五条第一項の変更の承認並びに改正後確定拠出年金法第五十五条第二項第四号の二、第五号の二及び第五号の三に係る改正後確定拠出年金法第五十六条第一項の承認及び確定拠出年金法第五十七条第一項の変更の承認の手續は、この政令の施行前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成

三十年五月一日) から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(厚生労働省令への委任)

2 この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。